

## 山口市スポーツの森西京スタジアム広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市スポーツの森西京スタジアム（以下「西京スタジアム」という。）に掲出する広告の取扱いについて、山口市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格等は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 広告を掲出する場所（以下「区画」という。）の位置は、西京スタジアムの外野ラバーフェンス（フェアゾーン内）、外野ラバーフェンス（ファウルゾーン内）、内野ラバーフェンス、ダッグアウト上部とする。
- (2) それぞれの区画の1 広告枠あたりのサイズは、外野ラバーフェンス（フェアゾーン内）にあっては、縦1.0メートル、横10.0メートルとし、外野ラバーフェンス（ファウルゾーン内）にあっては、縦1.0メートル、横6.0メートルとし、内野ラバーフェンスにあっては、縦2.5メートル、横8.0メートルとし、ダッグアウト上部にあっては、縦0.9メートル、横6.0メートルとする。
- (3) 広告枠の数は、外野ラバーフェンス（フェアゾーン内）にあっては12枠とし、外野ラバーフェンス（ファウルゾーン内）にあっては4枠とし、内野ラバーフェンスにあっては6枠とし、ダッグアウト上部にあっては6枠とする。
- (4) 広告の仕様は、次のとおりとする。
  - ① 白を基調とした文字又は図で構成し、塗り直しが可能な塗料で表示すること。
  - ② 発光、蛍光又は反射光効果を有するものを使用しないこと。
  - ③ 表示は、企業名、商号、商品名及び標章に限る。

(広告掲出期間)

第3条 広告を掲出する期間は、各年度の4月1日から3月31日までとし、年度を単位として4回まで更新することができる。

2 広告掲出期間が1月に満たない端数があるときは、1月とする。

(広告掲出の募集)

第4条 広告の掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）の募集は、公募によるものとし、募集する区画、募集期間等の必要事項を、市ホームページ等に掲出して行うものとする。

(広告掲出料)

第5条 広告掲出料は、次の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、年度途中から広告を掲出する場合は、次の額を12で除した額（百円未満切上）に広告掲出日の翌月又は第8条の決定の翌々月のいずれか早い月から当該年度末月までの月数を乗じた額とする。

- (1) 外野ラバーフェンス（フェアゾーン内） 年額100,000円
- (2) 外野ラバーフェンス（ファウルゾーン内） 年額60,000円
- (3) 内野ラバーフェンス 年額200,000円
- (4) ダッグアウト上部 年額54,000円

(提出書類)

第6条 広告掲出希望者は、広告に掲出する原稿案（以下「広告掲出原稿案」という。）を作成し、広告掲出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告掲出原稿案その他必要な書類を添えて市長

に提出しなければならない。

2 第1項の規定による広告掲出原稿案の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告掲出希望者の負担とする。

(申込者の資格)

第7条 申込者となることができる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 市税等の滞納をしていないこと。
- (3) 市により指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(広告主の決定等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申込書の提出があったときは、広告掲出の可否を決定し、広告掲出可否決定通知書(様式第2号)により当該申込書を提出した申込者に通知するものとする。

(広告掲出の手続き)

第9条 広告主は、市が指定する期日までに広告に掲出する原稿(以下「広告掲出原稿」という。)を作成し、市長が別に指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 第2項の規定による広告掲出原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、契約締結後、市が指定する期日までに広告掲出料を一括して納入するものとする。

(広告掲出に係る費用等)

第10条 広告掲出に係る費用及び広告の維持管理に係る費用は広告主の負担とする。

(掲出する広告の変更)

第11条 広告主は、1か月を単位として、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により掲出する広告の内容を変更しようとするときは、掲出する広告の内容を変更する月の前々月の20日までに山口市スポーツの森西京スタジアム広告掲出内容変更申請書(様式第3号)に変更後の広告掲出原稿を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(広告掲出の決定の取消し)

第12条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲出の決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条に規定する申込者の資格を満たさないこととなったとき
- (2) 市長が別に指定する日までに広告掲出料を納入しないとき
- (3) 市長が別に指定する日までに広告掲出原稿の提出がなかったとき

2 市長は、前項の規定により広告掲出の取消しを決定したときは、広告掲出決定取消し決定通知書(様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲出の決定を取り消した場合は、既に納入した広告掲出料は、返還しないものとする。

(広告掲出の取りやめ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲出を取りやめることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲出を取りやめようとするときは、広告掲出を取りやめようとする日の30日前までに、広告掲出取りやめ申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告掲出を取りやめた場合は、既に納入した広告掲出料は、返還しないものとする。

(広告掲出期間の更新)

第14条 広告主は、第3条第1項の規定により広告掲出期間を更新しようとするときは、第8条第1項の規定により広告掲出の決定を受けた広告掲出期間が満了する2か月前までに広告掲出期間更新申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告掲出の内容に関し、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲出及び広告物により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 広告主は、次に掲げるときは、自らの責任において直ちに広告を撤去し、原状に回復しなければならない。

(1) 広告掲出期間が満了したとき。

(2) 第12条の規定により広告掲出の決定を取り消されたとき。

(3) 第13条の規定により広告掲出を取りやめたとき。

2 市長は、広告主が前項の規定による広告の撤去及び原状回復をしないときは、自ら当該広告を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、市長は、当該広告の撤去及び原状回復に要した費用を広告主に請求するものとする。

(広告の汚損等)

第17条 市長は、掲出する広告の汚損、毀損、滅失等について、その責めを負わない。

(著作権等)

第18条 広告主は、掲出する広告の内容にイラスト又はロゴマーク等を使用する場合は、あらかじめ著作権や肖像権の有無を確認するとともに、著作権料等が発生するときは、当該著作権料等を負担しなければならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月17日から施行する。